「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」の改訂案 【一般型地方独立行政法人】

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
第 15 固定負債	第15 固定負債	第15 固定負債【国大基準】	第15 固定負債【国大基準】
[1 略]	[1 同左]	次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注	次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注
2 公立大学法人については、前受受託研究費(受託研究	2 公立大学法人については、前受受託研究費等(受託研	9)	9)
費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同	究費 <u>及び共同研究費</u> を受領した場合に計上される負債	[(1)~(2) 略]	[(1)~(2) 同左]
じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの <u>、前</u>	をいう。以下同じ。) で一年以内に使用されないと認め	(3) <u>前受受託研究費</u> (<u>受託研究費</u> を受領した場合に計	(3) 前受受託研究費等 (受託研究費及び共同研究費を
受共同研究費(共同研究費を受領した場合に計上され	られるもの、前受受託事業費等(受託事業費及び共同事	上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使	受領した場合に計上される負債をいう。以下同
る負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使用されない	業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同	用されないと認められるもの	じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの
と認められるもの、前受受託事業費等(受託事業費及び	じ。) で一年以内に使用されないと認められるもの及び		
共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。	公立大学法人債(法第79条の3の規定により発行する	(4) 前受共同研究費(共同研究費を受領した場合に計	(新設)
以下同じ。) で一年以内に使用されないと認められるも	債券をいう。以下同じ。)で一年以内に償還されないも	上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使	
の及び公立大学法人債(法第79条の3の規定により発	のは、固定負債に属するものとする。	<u>用されないと認められるもの</u>	
行する債券をいう。以下同じ。) で一年以内に償還され			
ないものは、固定負債に属するものとする。		(5) 前受受託事業費等(受託事業費及び共同事業費を	(4) 前受受託事業費等(受託事業費及び共同事業費を
		受領した場合に計上される負債をいう。以下同	受領した場合に計上される負債をいう。以下同
		じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの	じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの
		(6) 大学改革支援・学位授与機構債務負担金(国立学	(5) 国立大学財務・経営センター債務負担金(国立
		校特別会計から独立行政法人国立大学財務・経営セ	学校特別会計から独立行政法人国立大学財務・経営
		ンターが承継した借入金の償還のための独立行政法	<u>センター</u> が承継した借入金の償還のための <u>独立行政</u>
		人国立大学財務・経営センターへの拠出債務のう	<u>法人国立大学財務・経営センター</u> への拠出債務をい
		<u>ち、独立行政法人国立大学財務・経営センターから</u>	う。以下同じ。)
		独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が承継し	
		た借入金の償還のための <u>独立行政法人大学改革支</u>	
		援・学位授与機構への拠出債務をいう。以下同	
		<u> </u>	
		<u>(7)</u> 長期借入金	<u>(6)</u> 長期借入金
		(8) 国立大学法人等債(国立大学法人法第33条の規	(7) 国立大学法人等債(国立大学法人法第33条の規
		定により発行する債券をいう。以下同じ。)で一年	定により発行する債券をいう。以下同じ。)で一年
		以内に償還されないもの	以内に償還されないもの
		(9) 退職給付(国立大学法人等の役員及び教職員の退	(8) 退職給付(国立大学法人等の役員及び教職員の退
		職を事由として支払われる退職一時金、厚生年金基	職を事由として支払われる退職一時金、厚生年金基

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
		金から支払われる年金給付をいう。以下同じ。) に	金から支払われる年金給付をいう。以下同じ。)に
		係る引当金	係る引当金
		<u>(10)</u> 退職給付に係る引当金及び資産に係る引当金以	(9) 退職給付に係る引当金及び資産に係る引当金以外
		外の引当金であって、一年以内に使用されないと認	の引当金であって、一年以内に使用されないと認め
		められるもの	られるもの
		<u>(11)</u> 長期未払金	<u>(10)</u> 長期未払金
		(12) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上さ	(11) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上さ
		れるものを除く。	れるものを除く。
		(13) その他の負債で流動負債に属しないもの	<u>(12)</u> その他の負債で流動負債に属しないもの
第 16 流動負債	第 16 流動負債	第16 流動負債 【国大基準】	第16 流動負債 【国大基準】
[1 略]	[1 同左]	次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注	次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注
2 公立大学法人については、授業料債務(当該年度に係	2 公立大学法人については、授業料債務(当該年度に係	9)	9)
る授業料及び前受金にかかる授業料相当額を振り替え	る授業料及び前受金にかかる授業料相当額を振り替え	[(1)~(5) 略]	[(1)~(5) 同左]
たものをいう。以下同じ。)、 <u>前受受託研究費</u> (固定負債	たものをいう。以下同じ。)、 <u>前受受託研究費等</u> (固定負	(6) 前受受託研究費。ただし、固定負債に属するもの	(6) 前受受託研究費 <u>等</u> 。ただし、固定負債に属するも
に属するものを除く。)、前受共同研究費(固定負債に属	債に属するものを除く。)、前受受託事業費等(固定負債	を除く。	のを除く。
<u>するものを除く。)、</u> 前受受託事業費等(固定負債に属す	に属するものを除く。)、預り科学研究費補助金等(科学	(7) 前受共同研究費。ただし、固定負債に属するもの	(新規)
るものを除く。)、預り科学研究費補助金等(科学研究費	研究費補助金等の当該公立大学法人以外を補助対象と	<u>を除く。</u>	
補助金等の当該公立大学法人以外を補助対象とする補	する補助金を受領した場合に計上される負債をいう。	(8) 前受受託事業費等。ただし、固定負債に属するも	<u>(7)</u> 前受受託事業費等。ただし、固定負債に属するも
助金を受領した場合に計上される負債をいう。以下同	以下同じ。)、預り金(預り施設費、預り補助金等及び預	のを除く。	のを除く。
じ。)、預り金(預り施設費、預り補助金等及び預り科学	り科学研究費補助金を除く。以下同じ。)及び公立大学	(9) 前受金(年度開始前に受領した当該年度に係る授	(8) 前受金(年度開始前に受領した当該年度に係る授
研究費補助金を除く。以下同じ。)及び公立大学法人債	法人債(固定負債に属するものを除く。)は、流動負債	業料等をいう。以下同じ。)	業料等をいう。以下同じ。)
(固定負債に属するものを除く。) は、流動負債に属す	に属するものとする。	(10) 預り科学研究費補助金等	(9) 預り科学研究費補助金等
るものとする。		<u>(11)</u> 預り金 ((3)、(4)及び <u>(10)</u> を除く。以下同	(10) 預り金((3)、(4)及び <u>(9)</u> を除く。以下同じ。)
		じ。)	
		<u>(12)</u> 短期借入金	<u>(11)</u> 短期借入金
		(13) 一年以内償還予定国立大学法人等債	(12) 一年以内償還予定国立大学法人等債
		(14) 未払金 (国立大学法人等の通常の業務活動に基	(13) 未払金(国立大学法人等の通常の業務活動に基
		づいて発生した未払金をいう。以下同じ。)	づいて発生した未払金をいう。以下同じ。)
		<u>(15)</u> 前受収益で一年以内に収益となるべきもの(注	<u>(14)</u> 前受収益で一年以内に収益となるべきもの(注
		10)	10)
		<u>(16)</u> 未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの	<u>(15)</u> 未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの
		(注10)	(注10)

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
		<u>(17)</u> 未払消費税等	<u>(16)</u> 未払消費税等
		<u>(18)</u> 引当金(資産に係る引当金及び固定負債に属す	<u>(17)</u> 引当金(資産に係る引当金及び固定負債に属す
		る引当金を除く。)	る引当金を除く。)
		<u>(19)</u> 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるも	(18) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるも
		<i>O</i>)	Ø)
		<u>(20)</u> その他の負債で一年以内に支払われ又は返済さ	<u>(19)</u> その他の負債で一年以内に支払われ又は返済さ
		れると認められるもの	れると認められるもの
第41 セグメント情報の開示	第41 セグメント情報の開示	第43 セグメント情報の開示 <i>【国独法基準</i> 】	第 43 セグメント情報の開示 <i>【国独法基準</i> 】
1 公立大学法人以外の地方独立行政法人における開示	1 地方独立行政法人における開示すべきセグメント情	1 独立行政法人における開示すべきセグメント情報	1 独立行政法人における開示すべきセグメント情報
すべきセグメント情報は、当該法人の <u>中期目標等にお</u>	報は、次のようなものとし、当該法人の <u>事業内容等に応</u>	は、当該法人の中期目標等における一定の事業等のま	は、当該法人の <u>事業内容等に応じた適切な</u> 区分に基づ
<u>ける一定の事業等のまとまりごとの</u> 区分に基づくセグ	<u>じた適切な</u> 区分に基づくセグメント情報とする。	<u>とまりごとの</u> 区分に基づくセグメント情報とする。	くセグメント情報とする。
メント情報とする。	(1) 事業の種類別セグメント情報		
	(2) 所在地別セグメント情報		
2 公立大学法人における開示すべきセグメント情報			
は、当該法人の業務内容等に応じた適切な区分に基づ			
くセグメント情報とする。			
	2 事業区分の決定に当たっては、事業内容の実態を適		
	切に反映した情報を開示しうるようにしなければなら		
	ない。決定した事業区分については、当該区分の方法、		
	各区分に属する主要事業の名称等を補足情報として記		
	<u>載する。</u>		
	3 所在地セグメント情報は、事業所別、施設別等事業活		
	動の実態を適切に反映して開示するものとする。		
3 開示すべき情報は、公立大学法人以外の地方独立行	4 開示すべき情報は、事業収益、事業損益及び当該セグ	2 開示すべき情報は、事業収益、事業損益、総損益、行	2 開示すべき情報は、事業収益、事業損益及び当該セグ
政法人においては、事業収益、事業損益、総損益、行政	メントに属する総資産額その他の財務情報とする。(注	<u>政サービス実施コスト及び</u> 当該セグメントに属する総	メントに属する総資産額とする。(注 39)
<u>サービス実施コスト及び</u> 当該セグメントに属する総資	37)	資産額とする。(注 39)	
産額その他の財務情報とし、公立大学法人においては、			
業務収益、業務損益及び当該セグメントに属する総資			
産額その他の財務情報とする。(注37)			
<注37>セグメント情報の開示について	<注37>セグメント情報の開示について	<注39> セグメント情報の開示について	<注39> セグメント情報の開示について
1 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人</u> は、業績	1 地方独立行政法人は、業績評価のための情報提	1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等	1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等

1.16 Χ.Η. Σ.Η. ¬1.1⇒.Υ.///	いたメサンチェロスニ		크XHVH 코스카프
地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
評価のための情報提供等による住民、設立団体等	供等による住民その他の利害関係者に対する説明	による国民、主務大臣 その他の利害関係者に対す	による国民その他の利害関係者に対する説明責任
<u>の長</u> その他の利害関係者に対する説明責任を果た	責任を果たす観点から、 <u>その業務の内容が多岐に</u>	る説明責任を果たす観点から、中期目標等におけ	を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわた
す観点から、中期目標等における一定の事業等の	わたる場合、区分及び開示内容について企業会計	<u>る一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセ</u>	る場合、区分及び開示内容について企業会計で求
<u>まとまりごとの区分に基づくセグメント</u> に係る財	で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務	<u>グメント</u> に係る財務情報を開示することが求めら	<u>められるよりも詳細なセグメント</u> に係る財務情報
務情報を開示することが求められる。	情報を開示することが求められる。	れる。	を開示することが求められる。
公立大学法人においては、同様の観点から、そ		なお、中期目標等における一定の事業等のまと	
の業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示		まりは、「独立行政法人の目標策定に関する指針」	
内容について企業会計で求められるよりも詳細		_(平成26年9月2日 総務大臣決定)において、	
なセグメントに係る財務情報を開示することが		「法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を	
求められる。		確保した上で、少なくとも、目標及び評価におい	
なお、公立大学法人以外の地方独立行政法人の		て一貫した管理責任を徹底し得る単位」とされて	
中期目標等における一定の事業等のまとまりは、		いる。具体的には、主要な事業ごとの単位、施設	
法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を		単位、事業部単位、目標に対応したプログラム単	
確保した上で、少なくとも、目標及び評価におい		位等で設定される。	
て一貫した管理責任を徹底し得る単位であり、具			
体的には、主要な事業ごとの単位、施設単位、事			
業部単位、目標に対応したプログラム単位等で設			
定される。			
2 このため、開示すべき情報についても、主要な	2 このため、開示すべき情報についても、主要な資	2 このため、開示すべき情報についても、主要な	2 このため、開示すべき情報についても、主要な
資産項目、 <u>主要な費用</u> 及び <u>収益</u> (国又は地方公共	産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益(国又は	資産項目、 <u>主要な費用</u> 及び <u>収益</u> (国又は地方公共	資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益(国
団体による財源措置等を含む。)の内訳を積極的に	地方公共団体による財源措置等を含む。) の内訳を積	団体による財源措置等を含む。) の内訳を積極的に	又は地方公共団体による財源措置等を含む。)の内
開示する必要がある。	極的に開示する必要がある。	開示する必要がある。	訳を積極的に開示する必要がある。
3 公立大学法人以外の地方独立行政法人において	3 セグメントの区分については、運営費交付金に基	3 セグメント <u>情報</u> について、 <u>中期目標等における</u>	3 セグメント <u>の区分</u> については、 <u>区分経理による</u>
は、セグメント情報について、中期目標等における	づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した	一定の事業等のまとまりごとの情報のほか、施設	もののほか、運営費交付金に基づく収益以外の収
	法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施	の機能別セグメント情報、研究分野別セグメント	益の性質や複数の業務を統合した法人における業
の機能別セグメント情報、研究分野別セグメント	- 設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、		務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別
情報など、適切と考えられるセグメント情報を追	 定めていくこととする。		ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー
 加で開示することを妨げない。			 にて個々に定めていくこととする。
4 公立大学法人においては、セグメントの区分に			
ついては、運営費交付金に基づく収益以外の収益			
の性質や複数の業務を統合した法人における業務			
の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セ			

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
グメント、研究分野別セグメントなど、定めてい			
くこととする。また、比較可能性の確保の観点か	ただし、公立大学法人については、比較可能性の		
ら、一定のセグメント情報について共通に開示す	確保の観点から、一定のセグメント情報について共		
ることに留意する必要がある。	通に開示することに留意する必要がある。		
第 55 負債の表示項目	第 55 負債の表示項目	第54 負債の表示項目 【国大基準】	第54 負債の表示項目 【国大基準】
1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に	1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に	1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に	1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に
従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示	従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示	従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示	従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示
しなければならない。	しなければならない。	しなければならない。	しなければならない。
[(1)~(3) 略]	[(1)~(3) 同左]	[(1)・(2) 略]	[(1)・(2) 同左]
(4) 長期前受受託研究費 (公立大学法人に限る。)	(4) <u>長期前受受託研究費等</u> (公立大学法人に限る。)	(3) 長期前受受託研究費	(3) 長期前受受託研究費等
(5) 長期前受共同研究費(公立大学法人に限る。)	(新設)	(4) 長期前受共同研究費	(新設)
[<u>(6)</u> ~ <u>(12)</u> 略]	[<u>(5)</u> ~ <u>(11)</u> 同左]	(5) 長期前受受託事業費等	(4) 長期前受受託事業費等
		(6) 大学改革支援・学位授与機構債務負担金	(5) 国立大学財務・経営センター債務負担金
		[<u>(7)</u> ~ <u>(12)</u> 略]	[<u>(6)</u> ~ <u>(11)</u> 同左]
2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に	2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に	2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に	2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に
従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示	従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示	従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示	従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示
しなければならない。	しなければならない。	しなければならない。	しなければならない。
[(1)~(7) 略]	[(1)~(7) 同左]	[(1)~(5) 略]	[(1)~(5) 同左]
(8) <u>前受受託研究費</u> (公立大学法人に限る。)	(8) <u>前受受託研究費等</u> (公立大学法人に限る。)	(6) 前受受託研究費	(6) <u>前受受託研究費等</u>
(9) 前受共同研究費(公立大学法人に限る。)	(新設)	(7) 前受共同研究費	(新設)
[<u>(10)</u> ~ <u>(23)</u> 略]	[<u>(9)</u> ~ <u>(22)</u> 同左]	[<u>(8)</u> ~ <u>(20)</u> 略]	[<u>(7)</u> ~ <u>(19)</u> 同左]
第 57 貸借対照表の様式	第 57 貸借対照表の様式	第56 貸借対照表の様式【国大基準】	第56 貸借対照表の様式【国大基準】
[1 略]	[1 同左]		
2 公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1に	2 公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1に	貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。	貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。
かかわらず、次のとおりとする。	かかわらず、次のとおりとする。		
貸借対照表	貸借対照表	貸借対照表	貸借対照表
(平成○○年3月31日)	(平成○○年3月31日)	(平成○○年3月31日)	(平成○○年3月31日)
[資産の部 略]	[資産の部 同左]	[資産の部 略]	[資産の部 同左]
負債の部	負債の部	負債の部	負債の部
I 固定負債	I 固定負債	I 固定負債	I 固定負債
【暗各】	【照各】	【照各】	【略】

地独法	改訂後	地独独	去現行	国独法・	・国大改訂後	国独法・	国大改訂前
長期前受受託研究費	×××	長期前受受託研究費等	×××	長期前受受託研究費	×××	長期前受受託研究費等	×××
長期前受共同研究費	$\times \times \times$	(新設)		長期前受共同研究費	$\times \times \times$	(新設)	
長期前受受託事業費等	×××	長期前受受託事業費等	×××	長期前受受託事業費等	×××	長期前受受託事業費等	×××
				大学改革支援・学位授与機	炎構 債	国立大学財務・経営センタ	一債
				務負担金	×××	務負担金	×××
【略】		【略】		【略】		【略】	
Ⅱ 流動負債		Ⅱ 流動負債		Ⅱ 流動負債		Ⅱ 流動負債	
【略】		【略】		【略】		[略]	
前受受託研究費	×××	前受受託研究費等	×××	前受受託研究費	×××	前受受託研究費等	×××
前受共同研究費	$\times \times \times$	(新設)		前受共同研究費	$\times \times \times$	(新設)	
前受受託事業費等	×××	前受受託事業費等	$\times \times \times$	前受受託事業費等	×××	前受受託事業費等	×××
【略】		【略】		【略】		[略]	
第64 損益計算書の様式		第64 損益計算書の様式		第63 損益計算書の様式	【国大基準】	第63 損益計算書の様式 【	国大基準】
[1 略]		[1 同左]					
2 公立大学法人の損益計算	[書の標準的な様式は、1に	2 公立大学法人の損益計算	算書の標準的な様式は、1に	損益計算書の標準的な様式	は、次のとおりとする。	損益計算書の標準的な様式	は、次のとおりとする。
かかわらず、次のとおりと	する。	かかわらず、次のとおりと	さする。				
損益計	 算書	損益	計算書	損益	益計算書	損益計算書	
(平成○○年4月1日~	平成○○年3月31日)	(平成○○年4月1日~	~平成○○年3月31日)	(平成○○年4月1日	日~平成○○年3月31日)	(平成○○年4月1日	~平成○○年3月31日)
経常費用		経常費用		経常費用		経常費用	
業務費		業務費		業務費		業務費	
【略】		【略】		【略】		【略】	
受託研究費	×××	受託研究費	×××	受託研究費	×××	受託研究費	×××
共同研究費	×××	(新設)		共同研究費	×××	(新設)	
受託事業費	×××	受託事業費	×××	受託事業費	×××	受託事業費	×××
【略】		【略】		【略】		【略】	
67 244		47 Males 24		(7 Mater 24		67 Males 24	
経常収益		経常収益		経常収益		経常収益	
【略】		【略】		【略】		【略】	

地独法改訂後	地独法現	行	国独法・国大	改訂後	国独法・国大改訂前	
受託研究収益 ×××	受託研究等収益	×××	受託研究収益	×××	受託研究等収益	×××
共同研究収益 ×××	(新設)		共同研究収益	$\times \times \times$	(新設)	
受託事業等収益 ×××	受託事業等収益	$\times \times \times$	受託事業等収益	×××	受託事業等収益	$\times \times \times$
【略】	【略】		【略】		【略】	
第67 キャッシュ・フロー計算書の様式	第67 キャッシュ・フロー計算	書の様式	第66 キャッシュ・フロー計算	書の様式【国大基準】	第66 キャッシュ・フロー計	算書の様式【国大基準】
[1 略]	[1 同左]					
2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的	2 公立大学法人のキャッシュ・	・フロー計算書の標準的	キャッシュ・フロー計算書の標	準的な様式は、次のとお	キャッシュ・フロー計算書の	標準的な様式は、次のとお
な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。	な様式は、1にかかわらず、2	欠のとおりとする。	りとする。		りとする。	
キャッシュ・フロー計算書	キャッシュ・フロー	一計算書	キャッシュ・フロ	一計算書	キャッシュ・)	フロー計算書
(平成○○年4月1日~平成○○年3月31日)	(平成○○年4月1日~平成	○○年3月31日)	(平成○○年4月1日~平)	成○○年3月31日)	(平成○○年4月1日~	平成○○年3月31日)
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	I 業務活動によるキャッシュ・フロー		I 業務活動によるキャッシュ・フロー		I 業務活動によるキャッシュ・フロー	-
【略】	【略】		【略】		【略】	
受託研究収入 ×××	受託研究等収入	×××	受託研究収入	×××	受託研究等収入	×××
<u>共同研究収入</u>	(新設)		共同研究収入	×××	(新設)	
受託事業等収入 ×××	受託事業等収入	×××	受託事業等収入	×××	受託事業等収入	×××
【略】	【略】		【略】		【略】	
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー		Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー		Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	-
【略】	【略】		【略】		【略】	
			大学改革支援・学位授与機構への網	h付による支出 $- imes imes imes$	国立大学財務・経営センターへ	の納付による支出 -×××
			【略】		【略】	
第75 行政サービス実施コスト計算書の様式	第75 行政サービス実施コスト	計算書の様式	第74 国立大学法人等業務実施	コスト計算書の様式	第74 国立大学法人等業務実施	施コスト計算書の様式
[1 略]	[1 同左]		【国大基準】			【国大基準】
2 公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標	2 公立大学法人の行政サービス	ス実施コスト計算書の標	国立大学法人等業務実施コスト計算書の標準的な様式		国立大学法人等業務実施コス	ト計算書の標準的な様式
準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。	準的な様式は、1にかかわらす	ず、次のとおりとする。	は、次のとおりとする。		は、次のとおりとする。	
行政サービス実施コスト計算書	行政サービス実施コス	スト計算書	国立大学法人等業務実	施コスト計算書	国立大学法人等業務	5実施コスト計算書

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前	
(平成○○年4月1日~平成○○年3月31日)	(平成○○年4月1日~平成○○年3月31日)	(平成○○年4月1日~平成○○年3月31日)	(平成○○年4月1日~平成○○年3月31日)	
I 業務費用	I 業務費用	I 業務費用	I 業務費用	
(1) 損益計算書上の費用	(1) 損益計算書上の費用	(1) 損益計算書上の費用	(1) 損益計算書上の費用	
【略】	【略】	【略】	【略】	
(2) (控除)自己収入等	(2) (控除) 自己収入等	(2) (控除) 自己収入等	(2) (控除) 自己収入等	
【略】	【略】	【略】	【略】	
<u>受託研究収益</u> $-\times\times\times$	受託研究等収益 -×××	<u>受託研究収益</u>	<u>受託研究等収益</u>	
<u> </u>	(新設)	$_{\underline{+}$ 同研究収益 $_{\underline{-}} \times \times \times}$	(新設)	
受託事業等収益 $-\times\times\times$	受託事業等収益 $-\times\times\times$	受託事業等収益 $-\times\times\times$	受託事業等収益 $-\times\times$	
【略】	【略】	【略】	【略】	
第77 附属明細書	第 77 附属明細書	第 79 附属明細書 【国独法基準】	第 79 附属明細書 【国独法基準】	
地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等	地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等	独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内	独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内	
の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属	容を補足するため、次の事項を明らかにした附属 の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属 容を補足するため、次の事項を		容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細	
明細書を作成しなければならない。(注 49)	明細書を作成しなければならない。(注49)	書を作成しなければならない。(注 53)	書を作成しなければならない。(注 53)	
(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87 特	(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87 特	(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87	(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87	
定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第 91	定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91	特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91	特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第	
資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処	資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処	資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処	91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計	
理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに	理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに	理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細	処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明	
減損損失の明細	減損損失の明細	並びに減損損失累計額	細並びに減損損失累計額	
(2) たな卸資産の明細	(2) たな卸資産の明細	(2) たな卸資産の明細	(2) たな卸資産の明細	
(3) 有価証券の明細	(3) 有価証券の明細	(3) 有価証券の明細	(3) 有価証券の明細	
(4) 長期貸付金の明細	(4) 長期貸付金の明細	(4) 長期貸付金の明細	(4) 長期貸付金の明細	
(5) 長期借入金の明細	(5) 長期借入金の明細	(5) 長期借入金及び(何)債券の明細	(5) 長期借入金及び(何)債券の明細	
(6) 公立大学法人債の明細(公立大学法人に限る。)	(6) 公立大学法人債の明細 (公立大学法人に限る。)	(6) 引当金の明細	(6) 引当金の明細	
(7) 引当金の明細	(7) 引当金の明細	(7) 資産除去債務の明細	(7) 資産除去債務の明細	
(8) 資産除去債務の明細	(8) 資産除去債務の明細	(8) 法令に基づく引当金等の明細	(8) 法令に基づく引当金等の明細	
(9) 保証債務の明細	(9) 保証債務の明細	(9) 保証債務の明細	(9) 保証債務の明細	
(10)資本金及び資本剰余金の明細	(10)資本金及び資本剰余金の明細	(10)資本金及び資本剰余金の明細	(10)資本金及び資本剰余金の明細	
(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細	(11)積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細	(11)積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細	(11)積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細	
(12)運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	(12)運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	(12)運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	(12)運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	
(13)地方公共団体等からの財源措置の明細	(13)地方公共団体等からの財源措置の明細	(13)国等からの財源措置の明細	(13)国等からの財源措置の明細	

地独法改訂後	地独法現行	 国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
(14)役員及び職員の給与の明細	(14)役員及び職員の給与の明細	(14)役員及び職員の給与の明細	(14)役員及び職員の給与の明細
(15)開示すべきセグメント情報	(15)開示すべきセグメント情報	(15)開示すべきセグメント情報	(15)開示すべきセグメント情報
(16)業務費及び一般管理費の明細(公立大学法人に限	(16)業務費及び一般管理費の明細(公立大学法人に限		
る。)	る。)		
(17) 寄附金の明細(公立大学法人に限る。)	(17) 寄附金の明細(公立大学法人に限る。)		
(18)受託研究の明細(公立大学法人に限る。)	(18)受託研究の明細(公立大学法人に限る。)		
(19)共同研究の明細(公立大学法人に限る。)	(19)共同研究の明細(公立大学法人に限る。)		
(20)受託事業等の明細(公立大学法人に限る。)	(20)受託事業等の明細(公立大学法人に限る。)		
(21) 科学研究費補助金等の明細	(21)科学研究費補助金等の明細(公立大学法人に限	(16)科学研究費補助金の明細	(新設)
	<u>る。)</u>		
(22)預り手数料の明細(申請等関係事務処理法人に限	(新設)		
<u>る。)</u>			
(23)預り手当財源等の明細(申請等関係事務処理法人	(新設)		
<u>に限る。)</u>			
(24)上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	(22)上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	(17)上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	(16)上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細
第79 運営費交付金の会計処理	第79 運営費交付金の会計処理	第81 運営費交付金の会計処理【国独法基準】	第81 運営費交付金の会計処理 【国独法基準】
1 地方独立行政法人が運営費交付金を受領したとき	1 地方独立行政法人が運営費交付金を受領したとき	1 独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相	1 独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相
は、相当額を運営費交付金債務として整理するものと	は、相当額を運営費交付金債務として整理するものと	当額を運営費交付金債務として整理するものとする。	当額を運営費交付金債務として整理するものとする。
する。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとす	する。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとす	運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。	運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。
る。なお、公立大学法人については、当該年度に係る授	る。なお、公立大学法人については、当該年度に係る授		
業料を受領したときは、相当額を授業料債務として、運	業料を受領したときは、相当額を授業料債務として、運		
営費交付金債務同様に整理するものとする。	営費交付金債務同様に整理するものとする。		
2 運営費交付金債務は中期目標等の期間中は、運営費	2 運営費交付金債務は中期目標の期間中は業務の進行	2 運営費交付金債務は中期目標等の期間中は、運営費	2 運営費交付金債務は中期目標の期間中は業務の進行
交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法(以下	に応じて収益化を行うものとする。なお、公立大学法人	交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法(以下	<u>に応じて収益化を行うもの</u> とする。
「業務達成基準」という。)によって収益化を行うこと	については、運営費交付金債務及び授業料債務は、中期	「業務達成基準」という。)によって収益化を行うこと	
<u>を原則</u> とする。	目標の期間中は原則として業務の進行が期間の進行に	<u>を原則</u> とする。	
「収益化基準の単位としての業務」(以下「収益化単	対応するものとして収益化を行うものとするが、他の	「収益化基準の単位としての業務」(以下「収益化単	
位の業務」という。)とは、法人の事務・事業など継続	方法により収益化することがより適当であると認めら	位の業務」という。)とは、法人の事務・事業など継続	
的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分	れる場合には、当該方法により収益化することができ	的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分	
され、投入費用の管理が行われている業務とし、「注37	<u>る。</u>	され、投入費用の管理が行われている業務とする。具体	
セグメント情報の開示について」で示した中期目標等		的には、金融業務を行う法人においては、審査、回収と	

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
における一定の事業等のまとまりを細分化して設定さ		いった事務の観点あるいは融資の種別の観点から、人	
<u>れる。</u>		材育成業務を行う法人においては、研修、他機関との連	
「一定の事業等のまとまり」は、収益化単位の業務を		携などの事務の観点あるいは育成プログラムの種類の	
集積したものであり、収益化単位の業務より一定の事		観点から「注39 セグメント情報の開示について」で	
業等のまとまりの方が大きいのが通常であるが、法人		示した中期目標等における一定の事業等のまとまりを	
によっては、一定の事業等のまとまりの中で単一の業		細分化して設定される。	
務のみを行っている場合など、両者が同一である場合		「一定の事業等のまとまり」は、収益化単位の業務を	
もあり得る。すなわち、一般的に用いられる事業、業務		集積したものであり、収益化単位の業務より一定の事	
の概念、関係性とは異なり、「地方独立行政法人会計基		業等のまとまりの方が大きいのが通常であるが、法人	
準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」における一		によっては、一定の事業等のまとまりの中で単一の業	
定の事業等のまとまりの「事業等」と、収益化単位の業		務のみを行っている場合など、両者が同一である場合	
務の「業務」は、同一の概念である。		もあり得る。すなわち、一般的に用いられる事業、業務	
なお、法人の総務部門や経理部門等の管理部門の活		の概念、関係性とは異なり、「独立行政法人会計基準」	
動は、収益化単位の業務には含めない。		及び「独立行政法人会計基準注解」における一定の事	
		業等のまとまりの「事業等」と、収益化単位の業務の	
		「業務」は、同一の概念である。	
		なお、法人の総務部門や経理部門等の管理部門の活	
		動は、収益化単位の業務には含めない。	
3 公立大学法人以外の地方独立行政法人は、収益化単	(新設)	3 独立行政法人は、収益化単位の業務及び管理部門の	(新設)
位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関		活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要があ	
係を明確にする必要がある。(注55)		る。(注 60)	
4 なお、公立大学法人については、運営費交付金債務及	(新設)		
び授業料債務は、中期目標の期間中は原則として業務			
の進行が期間の進行に対応するものとして収益化を行			
<u>うものとするが、他の方法により収益化することがよ</u>			
り適当であると認められる場合には、当該方法により			
収益化することができる。			
5 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越	3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越	4 運営費交付金債務は、次の中期目標及び中長期目標	3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越
すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の	すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の	の期間に繰り越すことはできず、中期目標及び中長期	すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の
期末処理において、これを全額収益に振り替えなけれ	期末処理において、これを全額収益に振り替えなけれ	目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、こ	期末処理において、これを全額収益に振り替えなけれ

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
ばならない。なお、申請等関係事務処理法人は、毎事業	ばならない。なお、申請等関係事務処理法人は、毎事業	れを全額収益に振り替えなければならない。なお、行政	ばならない。
年度の期末処理において、これを全額収益に振り替え	年度の期末処理において、これを全額収益に振り替え	執行法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全	
ることとする。	ることとする。	額収益に振り替えることとする。	
6 中期目標の期間の最後の事業年度(申請等関係事務	(新設)	5 中期目標及び中長期目標の期間の最後の事業年度	(新設)
処理法人は毎事業年度)の期末処理において精算のた		(行政執行法人は毎事業年度)の期末処理において精	
<u>めに収益に振り替えられた金額については、臨時利益</u>		算のために収益に振り替えられた金額については、臨	
として計上する。		<u>時利益として計上する。</u>	
7 地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その	4 地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その	6 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得	4 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得
取得額のうち運営費交付金(公立大学法人については、	取得額のうち運営費交付金(公立大学法人については、	額のうち運営費交付金に対応する額については、次の	額のうち運営費交付金に対応する額については、次の
運営費交付金又は授業料) に対応する額については、次	運営費交付金又は授業料) に対応する額については、次	ように処理するものとする。	ように処理するものとする。
のように処理するものとする。	のように処理するものとする。		
[(1) 略]	[(1) 同左]	[(1) 略]	[(1) 同左]
(2) 取得固定資産等が運営費交付金(公立大学法人に	(2) 取得固定資産等が運営費交付金(公立大学法人に	(2) 取得固定資産等が運営費交付金により支出された	(2) 取得固定資産等が運営費交付金により支出された
ついては、運営費交付金又は当該年度に係る授業料)	ついては、運営費交付金又は当該年度に係る授業料)	と合理的に特定できない場合においては、相当とす	と合理的に特定できない場合においては、相当とす
により支出されたと合理的に特定できない場合にお	により支出されたと合理的に特定できない場合にお	る金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。	る金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。
いては、相当とする金額を運営費交付金債務(公立大	いては、相当とする金額を運営費交付金債務(公立大	(注 <u>61</u>)	(注 <u>60</u>)
学法人については、運営費交付金債務又は授業料債	学法人については、運営費交付金債務又は授業料債		
務) から収益に振り替える。(注 <u>56</u>)	務) から収益に振り替える。(注 55)		
<注 55> 収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営	(新設)	<注 60>収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費	(新設)
費交付金の対応関係の明確化について		交付金の対応関係の明確化について	
1 運営費交付金を適切かつ効率的に使用するために		1 「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成 11 年	
は、法人内部において収益化単位の業務及び管理部		4月27日中央省庁等改革推進本部決定)の中で、運	
門の活動と運営費交付金との対応関係を明確にして		営費交付金は、国が事前に使途を特定しないという	
おく必要がある。		意味でのいわば「渡し切りの交付金」であり、従っ	
		て、独立行政法人の支出予算については、その執行に	
		当たり、国の事前の関与を受けることなく予定の使	
		<u>途以外の使途に充てることができるものとする、と</u>	
		<u>されている。</u>	
		2 今回、「独立行政法人改革等に関する基本的な方	
		針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、「運	
		営費交付金が国民から徴収された税金を財源にして	
		いることを踏まえ、法人に対し運営費交付金を適切	

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
		かつ効率的に使用する責務を課す」とされているこ	
		とを踏まえ、運営費交付金を適切かつ効率的に使用	
		するためには、法人内部において収益化単位の業務	
		及び管理部門の活動と運営費交付金との対応関係を	
		明確にしておく必要がある。_	
<u>2</u> 収益化単位の業務は、PDCAサイクル等の内部		3 収益化単位の業務は、PDCAサイクル等の内部	
管理が機能するよう、原則として、運営費交付金予算		管理が機能するよう、原則として、運営費交付金予算	
が配分され、投入費用の管理が行われる最小の単位		が配分され、投入費用の管理が行われる最小の単位	
の業務とする。管理部門の活動についても、例えば部		の業務とする。管理部門の活動についても、例えば部	
門別などの細かい単位に細分化することとする。		門別などの細かい単位に細分化することとする。	
3 「収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費		4 「収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費	
交付金の対応関係を明確にする」とは、理事長が事業		交付金の対応関係を明確にする」とは、法人の長が事	
年度開始時点において、収益化単位の業務及び管理		業年度開始時点において、収益化単位の業務及び管	
部門の活動に対応する運営費交付金の配分額を示す		理部門の活動に対応する運営費交付金の配分額を示	
<u>ことをいう。</u>		<u>すことをいう。</u>	
理事長が収益化単位の業務に対応する運営費交付		法人の長が収益化単位の業務に対応する運営費交	
金の配分額を示すに当たっては、業務費のうち、収		付金の配分額を示すに当たっては、業務費のうち、	
益化単位の業務に横断的、共通的に発生する費用(人		収益化単位の業務に横断的、共通的に発生する費用	
件費や修繕費等) については、原則として一定の基		_(人件費や修繕費等) については、原則として一定	
準を用いて各収益化単位の業務に配分する必要があ		の基準を用いて各収益化単位の業務に配分する必要	
<u>3.</u>		<u>がある。</u>	
<注 <u>56</u> > 運営費交付金(公立大学法人については、運営	<注 <u>55</u> > 運営費交付金(公立大学法人については、運営	<注 <u>61</u> > 運営費交付金の会計処理について	<注 <u>60</u> > 運営費交付金の会計処理について
費交付金等) の会計処理について	費交付金等) の会計処理について		
1 運営費交付金は地方独立行政法人に対して地方公	1 運営費交付金は地方独立行政法人に対して地方公	1 運営費交付金は独立行政法人に対して国から負託	1 運営費交付金は独立行政法人に対して国から負託
共団体から負託された業務の財源であり、 <u>運営費交</u>	共団体から負託された業務の財源であり、 <u>交付金</u> の	された業務の財源であり、 <u>運営費交付金</u> の交付をも	された業務の財源であり、 <u>交付金</u> の交付をもって直
<u>付金</u> の交付をもって直ちに収益と認識することは適	交付をもって直ちに収益と認識することは適当では	って直ちに収益と認識することは適当ではない。し	ちに収益と認識することは適当ではない。したがっ
当ではない。したがって、交付された運営費交付金は	ない。したがって、交付された運営費交付金は相当額	たがって、交付された運営費交付金は相当額を運営	て、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付
相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、公	を運営費交付金債務として負債に計上し、 <u>業務の進</u>	費交付金債務として負債に計上し、業務達成基準に	金債務として負債に計上し、業務の進行に応じて収
立大学法人以外の地方独立行政法人については、業	<u>行に応じて収益化を行うもの</u> とする。また、公立大学	より収益化を行うことを原則とする。	<u>益化を行うもの</u> とする。
務達成基準により収益化を行うことを原則とし、公	法人については、授業料は、学生から負託された教育		
立大学法人については、業務の進行に応じて収益化	の経済資源であり、一定の負債性が認められること		
<u>と行うもの</u> とする。また、公立大学法人については、	から、会計処理上運営費交付金と同様の取扱いをす		

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	 国独法・国大改訂前
授業料は、学生から負託された教育の経済資源であ	る。		
り、一定の負債性が認められることから、会計処理上			
運営費交付金と同様の取扱いをする。			
2 公立大学法人以外の地方独立行政法人における業	2 運営費交付金の収益化については、具体的には以	2 業務達成基準による収益化は、具体的には以下に	2 運営費交付金の収益化については、具体的には以
務達成基準による収益化は、具体的には以下により	下 <u>のような考え方による</u> ものとする。	<u>より行う</u> ものとする。	下 <u>のような考え方による</u> ものとする。
<u>行う</u> ものとする。	(1) 中期計画等及びこれを具体化する年度計画等にお		(1) 中期計画及びこれを具体化する年度計画等におい
(1) 収益化単位の業務ごとに、年度末時点の業務の進	いて、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が	(1) 収益化単位の業務ごとに、年度末時点の業務の進	て、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明
行状況を測定し、目的が達成された (完了した) 収益	明らかにされている場合には、当該業務等の達成度	行状況を測定し、目的が達成された (完了した) 収益	らかにされている場合には、当該業務等の達成度に
化単位の業務については運営費交付金配分額を収益	に応じて、財源として予定されていた運営費交付金	化単位の業務については運営費交付金配分額を収益	<u>応じて、財源として予定されていた運営費交付金債</u>
<u>化する。</u>	<u>債務の収益化を進行させることができる。例えば、一</u>	<u>化する。</u>	務の収益化を進行させることができる。
(2) 年度末時点において未了の収益化単位の業務につ	定のプロジェクトの実施(未了のプロジェクトにつ	(2) 年度末時点において未了の収益化単位の業務につ	例えば、一定のプロジェクトの実施(未了のプロ
いては、運営費交付金配分額を収益化単位の業務の	いて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方	いては、運営費交付金配分額を収益化単位の業務の	ジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度
進行状況に応じて収益化させる。	法を含む。) や退職一時金の支払について、交付金財	進行状況に応じて収益化させる。	を測定する方法を含む。) や退職一時金の支払につい
(3) 地方独立行政法人は、収益化単位の業務の進行状	<u>源との対応関係が明らかにされている場合等がこれ</u>	(3) 独立行政法人は、収益化単位の業務の進行状況を	て、交付金財源との対応関係が明らかにされている
況を客観的に測定するため、客観的、定量的な指標を	<u>に該当する。</u>	客観的に測定するため、客観的、定量的な指標を設定	場合等がこれに該当する。_
設定する必要がある。	(2) 上記の場合において、業務の実施と運営費交付金	する必要がある。	(2) 上記の場合において、業務の実施と運営費交付金
	財源とが期間的に対応している場合には、一定の期		財源とが期間的に対応している場合には、一定の期
	間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務		間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務
	を収益化することができる。例えば、管理部門の活動		を収益化することができる。例えば、管理部門の活動
	等がこれに該当する。		等がこれに該当する。
	(3) 上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係		(3) 上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係
	が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務の		が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務の
	ための支出額を限度として収益化するものとする。		ための支出額を限度として収益化するものとする。
	この場合に別途使途が特定されない運営費交付金に		この場合に別途使途が特定されない運営費交付金に
	基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付		基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付
	金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出され		金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出され
	たものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付		たものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付
	金の収益化を行うものとする。なお、当該収益化の考		金の収益化を行うものとする。
	え方を採用した理由を、<注 51>「重要な会計方針		なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<
	等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の		注55>「重要な会計方針等の開示について」第2項
	計上基準」に注記しなければならない。		(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなけれ
			<u>ばならない。</u>

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
3 公立大学法人における運営費交付金の収益化につ	(4) 公立大学法人における教育·研究という業務の実		
<u>いては、</u> 公立大学法人における教育·研究という業務	施に関しては、一般に進行度の客観的な測定が困難		
の実施に関しては、一般に進行度の客観的な測定が	であるため、中期計画及びこれを具体化する年度計		
困難であるため、中期計画及びこれを具体化する年	画等において、業務の実施と運営費交付金及び授業		
度計画等において、業務の実施と運営費交付金及び	料財源とが期間的に対応しているものとして、一定		
授業料財源とが期間的に対応しているものとして、	の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金		
一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交	及び授業料債務を収益化することを原則とする。		
付金及び授業料債務を収益化することを原則とす			
る。			
なお、運営費交付金については、中期計画及びこ			
れを具体化する年度計画等において、一定の業務等			
<u>との対応関係が明らかにされている場合には、当該</u>			
業務等の達成度に応じて、財源として予定されてい			
た運営費交付金債務の収益化を進行させることがで			
きる。例えば、一定のプロジェクトの実施(未了の			
プロジェクトについて投入費用に対応して業務の達			
成度を測定する方法を含む。)や、財源措置上、交付			
金財源との対応関係が明らかにされている場合等が			
これに該当する。また、特定の支出のために運営費			
交付金が措置されている場合には、当該支出額を限			
度として収益化することができる。			
4 管理部門の活動は運営費交付金財源と期間的に対		3 管理部門の活動は運営費交付金財源と期間的に対	
応していると考えられる。そのため、公立大学法人		応していると考えられる。そのため、管理部門の活動	
以外の地方独立行政法人においては、管理部門の活		に限り、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運	
動に限り、一定の期間の経過を業務の進行とみな		営費交付金債務を収益化することを認める。	
し、運営費交付金債務を収益化することを認める。			
5 例えば、期中に震災対応のための突発的な業務が		4 例えば、期中に震災対応のための突発的な業務が	
複数発生し、当該業務の予算、期間等を見積もるこ		複数発生し、当該業務の予算、期間等を見積もること	
とができないなど、業務と運営費交付金との対応関		ができないなど、業務と運営費交付金との対応関係	
係が示されない場合に限り、運営費交付金債務は、		が示されない場合に限り、運営費交付金債務は、支出	
支出額を限度として収益化することを認める。		額を限度として収益化することを認める。	
別途使途が特定されない運営費交付金に基づく収		別途使途が特定されない運営費交付金に基づく収	

り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見

返運営費交付金を本来の科目(資本剰余金又は資産

6 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を

売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に

見返運営費交付金)に振り替えるものとする。

	IN VI M APP APP		
地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
<u>益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残</u>		益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残	
高と当該収益とで財源を按分して支出されたものと		<u>高と当該収益とで財源を按分して支出されたものと</u>	
みなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益		みなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益	
<u>化を行うものとする。なお、当該収益化の考え方を</u>		<u>化を行うものとする。</u>	
採用した理由を、<注 51>「重要な会計方針等の開		なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<	
示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上		注 55>「重要な会計方針等の開示について」第2項	
<u>基準」に注記しなければならない。</u>		(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなけれ	
		<u>ばならない。</u>	
<u>6</u> 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補て	(5) 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補て	<u>5</u> 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補て	(4) 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補
んするために交付されたことが明らかといえる場合	んするために交付されたことが明らかといえる場合	んするために交付されたことが明らかといえる場合	てんするために交付されたことが明らかといえる場
においては、交付時において収益計上するものとす	においては、交付時において収益計上するものとす	においては、交付時において収益計上するものとす	合においては、交付時において収益計上するものと
る。	る。	る。	する。
<u>7</u> 中期目標 <u>等</u> の期間の終了時点においては、期間中	3 中期目標の期間の終了時点においては、期間中に	<u>6</u> 中期目標 <u>等</u> の期間の終了時点においては、期間中	3 中期目標の期間の終了時点においては、期間中に
に交付された運営費交付金を精算するものとする。	交付された運営費交付金を精算するものとする。	に交付された運営費交付金を精算するものとする。	交付された運営費交付金を精算するものとする。こ
このため、中期目標の期間の最後の事業年度(申請	このため、中期目標の期間の最後の事業年度(申請	このため、中期目標 <u>等</u> の期間の最後の事業年度にお	のため、中期目標の期間の最後の事業年度において
等関係事務処理法人は毎事業年度) においては、当	等関係事務処理法人は毎事業年度)においては、当	いては、当該事業年度の業務の進行に応じて <u>運営費</u>	は、当該事業年度の業務の進行に応じて <u>交付金</u> を収
該事業年度の業務の進行に応じて <u>運営費交付金</u> を収	該事業年度の業務の進行に応じて <u>交付金</u> を収益化	<u>交付金</u> を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場	益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当
益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、	し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該	合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行	該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとす
当該残額は、別途、精算のための収益化を行うもの	残額は、別途、精算のための収益化を行うものとす	うものとする。	る。
とする。	る。		
8 運営費交付金の収益化に関する会計方針について	4 運営費交付金の収益化に関する会計方針について	7 運営費交付金の収益化に関する会計方針について	4 運営費交付金の収益化に関する会計方針について
は、適切な開示を行わなければならない。	は、適切な開示を行わなければならない。	は、適切な開示を行わなければならない。	は、適切な開示を行わなければならない。
9 長期の契約により固定資産を取得する場合であっ	<u>5</u> 長期の契約により固定資産を取得する場合であっ	8 長期の契約により固定資産を取得する場合であっ	5 長期の契約により固定資産を取得する場合であっ
て、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払う	て、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払う	て、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払う	て、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払う
ときは、当該支出額が運営費交付金により支出され	ときは、当該支出額が運営費交付金により支出され	ときは、当該支出額が運営費交付金により支出され	ときは、当該支出額が運営費交付金により支出され
たと合理的に特定できる場合には、その金額を運営	たと合理的に特定できる場合には、その金額を運営	たと合理的に特定できる場合には、その金額を運営	たと合理的に特定できる場合には、その金額を運営
費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振	費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振	費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振	費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振
り 共立 「現内では10歳」 そぶりはとし、そりで共和7世世中ロ	10 共立 、田内に口(施) ナガ(はよ)、カラス共和に世中ロ	16 共立 「田内)を11歳) そぶけん しも)を7年5月7日共中日	10 共立。 現内には原立 よぶはよしまた 独立日

り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見

返運営費交付金を本来の科目(資本剰余金又は資産

9 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を

売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に

見返運営費交付金)に振り替えるものとする。

り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見

返運営費交付金を本来の科目(資本剰余金又は資産

見返運営費交付金)に振り替えるものとする。

6 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を

売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に

り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見

返運営費交付金を本来の科目(資本剰余金又は資産

見返運営費交付金)に振り替えるものとする。

10 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を

売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
に振り替えるものとする。	振り替えるものとする。	振り替えるものとする。	振り替えるものとする。
第81 補助金等の会計処理	第81 補助金等の会計処理	第83 補助金等の会計処理【国独法基準】	第83 補助金等の会計処理【国独法基準】
[1~3 略]	[1~3 同左]	[1~3 略]	[1~3 同左]
4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を	4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を	4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を	4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を
取得したときは、次のように処理するものとする。(注	取得したときは、次のように処理するものとする。(注	取得したときは、次のように処理するものとする。(注	取得したときは、次のように処理するものとする。(注
<u>58</u>)	<u>57</u>)	<u>63</u>)	<u>62</u>)
[(1) 略]	[(1) 同左]	[(1) 略]	[(1) 同左]
(2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる	(2) 当該資産が <u>償却資産</u> であるときは、取得に充てら	(2) 当該資産が <u>償却資産若しくは重要性が認められる</u>	(2) 当該資産が <u>償却資産</u> であるときは、取得に充てら
たな卸資産(通常の業務活動の過程において販売す	れた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補	たな卸資産(通常の業務活動の過程において販売す	れた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補
るために保有するものを除く。以下、この項において	助金等に振り替える。資産見返補助金等は、 <u>毎事業年</u>	るために保有するものを除く。以下、この項において	助金等に振り替える。資産見返補助金等は、 <u>毎事業年</u>
同じ。) であるときは、取得に充てられた補助金等の	度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助	同じ。) であるときは、取得に充てられた補助金等の	度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助
金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替	金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、資産	金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替	金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、資産
える。資産見返補助金等は、 <u>償却資産の場合は毎事業</u>	見返補助金等戻入として収益に振り替える。	える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業	見返補助金等戻入として収益に振り替える。
<u>年度</u> 、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補		年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補	
助金等の割合を乗じて算定した額を、たな卸資産の		助金等の割合を乗じて算定した額を、たな卸資産の	
場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞ		場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞ	
<u>れ取り崩して</u> 、資産見返補助金等戻入として収益に		<u>れ取り崩して</u> 、資産見返補助金等戻入として収益に	
振り替える。		振り替える。	
		[(3) 略]	[(3) 略]
第84 サービスの提供等による収益の会計処理	第84 サービスの提供等による収益の会計処理	第83 教育研究の実施等による収益の会計処理	第83 教育研究の実施等による収益の会計処理
		【国大基準】	【国大基準】
地方独立行政法人がそのサービスの提供等により得	地方独立行政法人がそのサービスの提供等により得	国立大学法人等がその教育研究の実施等に伴い得た	国立大学法人等がその教育研究の実施等に伴い得た
た収入については、その実施によって実現したものの	た収入については、その実施によって実現したものの	収入については、その実施によって実現したもののみ	収入については、その実施によって実現したもののみ
みを各期の収益として計上する。(注 <u>62</u>)	みを各期の収益として計上する。(注 <u>61</u>)	を、各期の収益として計上する。(注 62)	を、各期の収益として計上する。(注 62)
<注 62> 国又は地方公共団体からの委託費の扱いに	<注 61> 国又は地方公共団体からの委託費の扱いに	<注 62> 国又は地方公共団体からの委託費の扱い	<注62> 国又は地方公共団体からの委託費の扱い
ついて	ついて	について	について
地方独立行政法人に対して国又は地方公共団体から	地方独立行政法人に対して国又は地方公共団体から	国立大学法人等に対して国又は地方公共団体から	国立大学法人等に対して国又は地方公共団体から
支出された委託費については、地方独立行政法人のサ	支出された委託費については、地方独立行政法人のサ	支出された委託費については、国立大学法人等の教	支出された委託費については、国立大学法人等の教
ービスの提供等の対価に該当するものであるので、他	ービスの提供等の対価に該当するものであるので、他	育研究の提供等の対価に該当するものであるので、	育研究の提供等の対価に該当するものであるので、
の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただ	の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただ	他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。	他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。
し、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、	し、国又は地方公共団体からの受託による収益と他の		ただし、国又は地方公共団体からの受託による収益
の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただ	の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただ	他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。	他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。



地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
国又は地方公共団体からの受託による収益と他の主体	主体からの受託による収益とは区別して表示しなけれ		と他の主体からの受託による収益とは区別して表示
からの受託による収益とは区別して表示しなければな	ばならない。		しなければならない。
らない。			
第 98 申請等関係事務処理法人における区分経理に係る	第98 区分経理に係る会計処理の原則		
会計処理の原則			
[1・2 略]	[1・2 同左]		
第 103 設立団体が二以上である地方独立行政法人にお	(新設)		
ける区分経理の原則			
法第 123 条第 2 項に基づく設立団体の協議により、法			
第 34 条及び第 35 条第1項に規定する設立団体の規則を			
定め、設立団体ごとに区分して経理することとした設立			
団体が二以上である地方独立行政法人においては、第98、			
第 99、第 100、第 101 及び第 102 並びに注解 69、70、71			
及び72に準じて会計処理並びに注記を行う。			

「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」の改訂案 【公営企業型地方独立行政法人】

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
第 24 行政サービス実施コスト	第24 行政サービス実施コスト		
次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属	次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属		
するものとする。	するものとする。		
[(1)~(2) 略]	[(1)~(2) 同左]		
(3) 「第 87 退職給付に係る会計処理」により、引当	(新設)		
金を計上しないこととされた場合の退職給付の増加			
見積額			
<u>(4)</u> 国又は地方公共団体の資産を利用することから	(3) 国又は地方公共団体の資産を利用することから		
生ずる機会費用(注 22)	生ずる機会費用(注 22)		
ア 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額され	ア 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額され		
た使用料による貸借取引から生ずる機会費用	た使用料による貸借取引から生ずる機会費用		
イ 地方公共団体出資から生ずる機会費用	イ 地方公共団体出資から生ずる機会費用		
ウ 国又は地方公共団体からの無利子又は通常より	ウ 国又は地方公共団体からの無利子又は通常より		
も有利な条件による融資取引から生ずる機会費用	も有利な条件による融資取引から生ずる機会費用		
<u>(5)</u> 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定	(4) 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定		
資産の減損に係る会計基準「第15特定施設である固	資産の減損に係る会計基準「第 15 特定施設である固		
定資産の減損に係る会計処理」を行うこととされた	定資産の減損に係る会計処理」を行うこととされた		
固定資産の減損損失相当額	固定資産の減損損失相当額		
(6) 「第88特定施設である有形固定資産の除去費用	(5) 「第88特定施設である有形固定資産の除去費用		
等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係	等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係		
る減価償却相当額及び利息費用相当額	る減価償却相当額及び利息費用相当額		
第 36 退職給付引当金の計上方法	第 36 退職給付引当金の計上方法		
1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務	1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務		
費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上	費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上		
しなければならない。なお、連結貸借対照表においても	しなければならない。なお、連結貸借対照表においても		
同様である。(注 33)	同様である。 (注 33)		
[2~5 略]	[2~5 同左]		
<注33>	<注33>		

移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立
行政法人において、移行前に負債に計上していた退職
給付引当金の額が上記の基準に従って計上すべき退職
給付引当金の額を下回っている場合において、その差
額のすべてを一時に処理することが経営成績に関する
期間比較を損ない期間損益を歪めるおそれのある場合
には、その差額について移行当初の中期目標期間内で
費用として処理することを認める。この場合、「第 36
退職給付引当金の計上方法」の1に定める基準に従っ
て引き当てておくべき退職給付引当金の総額を注記す
ることとする。
また、当該中期目標期間中の処理方法については、中
期計画において明示しておくこととする。
第73 表示区分
1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原
因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減
損損失相当額、損益外利息費用相当額、損益外除売却差
額相当額及び機会費用に区分して表示しなければなら
ない。
[2~3 同左]
第74 行政サービス実施コスト計算書の様式
行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、
次のとおりとする。
· -
行政サービス実施コスト計算書
(平成○○年4月1日~平成○○年3月31日)
【略】
V 損益外除売却差額相当額 ×××
(新設)
VI 機会費用

【略】	【略】		
第 77 注記	第 77 注記		
[1 略]	[1 同左]		
2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載す	2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載す		
るものとする。その他の注記事項についても、重要な会	るものとする。その他の注記事項についても、重要な会		
計方針の注記の次に記載することができる。(注 52) (注	計方針の注記の次に記載することができる。(注 52)(注		
53) (注 54) (注 55) (注 56)	53) (注 54) (注 55) (注 56)		
<注 53 >重要な会計方針等の開示について	<注 53 >重要な会計方針等の開示について		
[1 略]	[1 同左]		
2 会計方針とは、公営企業型地方独立行政法人が財務	2 会計方針とは、地方独立行政法人が財務諸表の作成		
諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すた	に当たって、その会計情報を正しく示すために採用し		
めに採用した会計処理の原則及び手続をいう。	た会計処理の原則及び手続をいう。		
なお、会計方針の例としては次のようなものがある。	なお、会計方針の例としては次のようなものがある。		
[(1)~(8) 略]	[(1)~(8) 同左]		
[3~4 略]	[3~4 同左]		
第79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理	第79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理	第81 運営費交付金の会計処理【国独法基準】【再掲】	第81 運営費交付金の会計処理【国独法基準】【再掲】
1 公営企業型地方独立行政法人が運営費負担金を受領	1 公営企業型地方独立行政法人が運営費負担金を受領	1 独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相	1 独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相
したときは、相当額を運営費負担金債務として整理す	したときは、相当額を運営費負担金債務として整理す	当額を運営費交付金債務として整理するものとする。	当額を運営費交付金債務として整理するものとする。
るものとする。運営費負担金債務は、流動負債に属する	るものとする。運営費負担金債務は、流動負債に属する	運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。	運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。
ものとする。	ものとする。		
2 運営費負担金債務は中期目標の期間中は業務の進行	2 運営費負担金債務は中期目標の期間中は業務の進行	2 運営費交付金債務は中期目標等の期間中は、運営費	2 運営費交付金債務は中期目標の期間中は業務の進行
に応じて収益化を行うものとする。	に応じて収益化を行うものとする。	交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法(以下	<u>に応じて収益化を行うもの</u> とする。
		「業務達成基準」という。)によって収益化を行うこと	
		<u>を原則もの</u> とする。	
		「収益化基準の単位としての業務」(以下「収益化単	
		位の業務」という。)とは、法人の事務・事業など継続	
		的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分	
		され、投入費用の管理が行われている業務とする。具体	
		的には、金融業務を行う法人においては、審査、回収と	
		<u>いった事務の観点あるいは融資の種別の観点から、人</u>	
		材育成業務を行う法人においては、研修、他機関との連	
		携などの事務の観点あるいは育成プログラムの種類の	
		観点から「注 39 セグメント情報の開示について」で	

		示した中期目標等における一定の事業等のまとまりを	
		細分化して設定される。	
		「一定の事業等のまとまり」は、収益化単位の業務を	
		集積したものであり、収益化単位の業務より一定の事	
		<u>業等のまとまりの方が大きいのが通常であるが、法人</u>	
		によっては、一定の事業等のまとまりの中で単一の業	
		務のみを行っている場合など、両者が同一である場合	
		もあり得る。すなわち、一般的に用いられる事業、業務	
		の概念、関係性とは異なり、「独立行政法人会計基準」	
		及び「独立行政法人会計基準注解」における一定の事	
		業等のまとまりの「事業等」と、収益化単位の業務の	
		「業務」は、同一の概念である。	
		なお、法人の総務部門や経理部門等の管理部門の活	
		動は、収益化単位の業務には含めない。	
		3 独立行政法人は、収益化単位の業務及び管理部門の	(新設)
		活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要があ	
		る。(注 60)	
3 運営費負担金債務は、次の中期目標の期間に繰り越	3 運営費負担金債務は、次の中期目標の期間に繰り越	<u>4</u> 運営費交付金債務は、次の中期目標及び中長期目標	3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越
すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の	すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の	の期間に繰り越すことはできず、中期目標及び中長期	すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の
期末処理において、これを全額収益に振り替えなけれ	期末処理において、これを全額収益に振り替えなけれ	目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、こ	期末処理において、これを全額収益に振り替えなけれ
ばならない。	ばならない。	れを全額収益に振り替えなければならない。 なお、行政	ばならない。
		執行法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全	
		額収益に振り替えることとする。	
4 中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理におい	(新設)	5 中期目標及び中長期目標の期間の最後の事業年度	(新設)
て精算のために収益に振り替えられた金額について	VINEA	(行政執行法人は毎事業年度)の期末処理において精	VIVIBA
は、臨時利益として計上する。		第のために収益に振り替えられた金額については、臨	
		時利益として計上する。	
		FN4小皿C C C日エリる。	
<u>5</u> 公営企業型地方独立行政法人が固定資産等を取得し	 <u>4</u> 公営企業型地方独立行政法人が固定資産等を取得し	<u>6</u> 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得	<u>4</u> 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得
た際、その取得額のうち運営費負担金に対応する額に	た際、その取得額のうち運営費負担金に対応する額に	額のうち運営費交付金に対応する額については、次の	額のうち運営費交付金に対応する額については、次の
ついては、次のように処理するものとする。	ついては、次のように処理するものとする。	ように処理するものとする。	ように処理するものとする。

[(1) 略]	[(1) 同左]	[(1) 略]	[(1) 同左]
(2) 取得固定資産等が運営費負担金により支出されたと	[(1) 円立] (2) 取得固定資産等が運営費負担金により支出されたと		
位 取得回足員産等が遅宮負負担並により又出されたと 合理的に特定できない場合においては、相当とする金			と合理的に特定できない場合においては、相当とす
			,, = 1 111 = 2 1 411, 1 1 1 1 1
額を運営費負担金債務から収益に振り替える。(注 57)	額を運営費負担金債務から収益に振り替える。(注 57)	る金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。	る金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。
	<u>5</u> 運営費交付金の会計処理についても、上記1から <u>4</u>	(注 <u>61</u>)	(注 <u>60</u>)
までに掲げる処理と同様に行うものとする。	までに掲げる処理と同様に行うものとする。	Me oo IAH A Me o A 31 man Frayi, Vi at Well France	Att on Linux Att on Addition Francisco
第81 補助金等及び工事負担金等の会計処理	第81 補助金等及び工事負担金等の会計処理	第83 補助金等の会計処理【国独法基準】【再掲】	第83 補助金等の会計処理【国独法基準】【再掲】
[1~3 略]	[1~3 同左]	[1~3 略]	[1~3 同左]
4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を			4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を
取得したときは、次のように処理するものとする。	取得したときは、次のように処理するものとする。	取得したときは、次のように処理するものとする。(注	取得したときは、次のように処理するものとする。(注
(注 59)	(注 59)	<u>63</u>)	<u>62</u>)
[(1) 略]	[(1) 同左]	[(1) 略]	[(1) 同左]
(2) 当該資産が <u>償却資産若しくは重要性が認められる</u>	(2) 当該資産が <u>償却資産</u> であるときは、取得に充てら	(2) 当該資産が <u>償却資産若しくは重要性が認められる</u>	(2) 当該資産が <u>償却資産</u> であるときは、取得に充てら
たな卸資産(通常の業務活動の過程において販売す	れた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補	たな卸資産(通常の業務活動の過程において販売す	れた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補
<u>るために保有するものを除く。以下この項において</u>	助金等に振り替える。資産見返補助金等は、 <u>毎事業年</u>	<u>るために保有するものを除く。以下、この項において</u>	助金等に振り替える。資産見返補助金等は、 <u>毎事業年</u>
同じ。) であるときは、取得に充てられた補助金等の	度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助	同じ。) であるときは、取得に充てられた補助金等の	度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助
金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替	金等の割合を乗じて算定した額を <u>取り崩して</u> 、資産	金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替	金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、資産
える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業	見返補助金等戻入として収益に振り替える。	える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業	見返補助金等戻入として収益に振り替える。
<u>年度</u> 、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補		<u>年度</u> 、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補	
助金等の割合を乗じて算定した額を、たな卸資産の		助金等の割合を乗じて算定した額を、たな卸資産の	
場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞ		場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞ	
<u>れ取り崩して</u> 、資産見返補助金等戻入として収益に		<u>れ</u> 取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に	
振り替える。		振り替える。	
		[(3) 略]	[(3) 同左]
第87 退職給付に係る会計処理	第87 退職給付に係る会計処理		
1 退職給付債務については、「第36 退職給付引当金の	退職給付債務については、「第36退職給付引当金の		
計上方法」により退職給付引当金を計上する。	計上方法」により退職給付引当金を計上する。		
2 退職給付債務について、国又は地方公共団体との人			
事交流による出向職員であり国又は地方公共団体に復			
帰することが予定される職員について、公営企業型地			
方独立行政法人での勤務に係る退職給与は支給しない			
条件で採用しており、退職給与を支給しないことが公			
営企業型地方独立行政法人の給与規則等において明ら			

) J. [[A]]) Number/1 1 1 2 2 2 2 2 2 2	
かな場合には、退職給付引当金は計上しない。なお、そ	
の場合は、退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は	
行政サービス実施コスト計算書に表示する。	
3 公営企業型地方独立行政法人が中期計画等で想定し	公営企業型地方独立行政法人が中期計画等で想定し
た運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職	た運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職
給付債務が発生した場合には、当期において負担すべ	給付債務が発生した場合には、当期において負担すべ
き追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借	き追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借
対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、そ	対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、
の場合に当該年度中に追加的な退職一時金が支給され	その場合に当該年度中に追加的な退職一時金が支給さ
ている場合には、当該追加分を当期の損益に反映させ	れている場合には、当該追加分を当期の損益に反映さ
るものとする。	せるものとする。
4 上記2の見積額の計算に当たっては、退職一時金の	
期末要支給額を用いた計算によることができる。	
第 95 二以上の事業を行う公営企業型地方独立行政法人	第95 区分経理に係る会計処理の原則
における区分経理に係る会計処理の原則	
[1・2 略]	[1・2 同左]
第 100 設立団体が二以上である公営企業型地方独立行政	(新設)
法人における区分経理の原則	
法第 123 条第2項に基づく設立団体の協議により、法	
第 34 条及び第 35 条第1項に規定する設立団体の規則を	
定め、設立団体ごとに区分して経理することとした設立	
団体が二以上である公営企業型地方独立行政法人におい	
ては、地方独立行政法人(公営企業型を除く)に適用され	
る会計基準第 98、第 99、第 100、第 101 及び第 102 並び	
に注解 69、70、71 及び 72 に準じて会計処理並びに注記	
<u>を行う。</u>	
第102 設立団体の数の減少に係る会計処理	第 101 設立団体の数の減少に係る会計処理
設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合に	設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合に
おいて、公営企業型地方独立行政法人の財産の処分を必	おいて、地方独立行政法人の財産の処分を必要とする
要とするときに、出資等に係る不要財産として、定款変	ときに、出資等に係る不要財産として、定款変更により
更により設立団体とならなくなる団体(以下「脱退設立	設立団体とならなくなる団体(以下「脱退設立団体」と
団体」という。)への納付を行った場合には、第93及び	いう。) への納付を行った場合には、第93及び第94 に
第 94 に準じて会計処理を行う。	準じて会計処理を行う。
7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	